

油断大敵

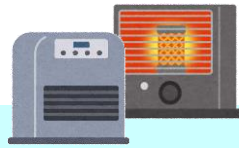


毎年必ず発生!! 灯油の流出事故 にご注意を!!



立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止

毎日、暖房器具がフル稼働する季節になりました。この季節は毎年、**灯油の流出事故**が発生しています。昨年度は**7件**ありました。
ホームタンクからポリタンクへ小分けしている時や、ポリタンクから暖房器具の灯油缶へ給油している時に、おこりやすい事故です。
給油中は、絶対にその場を離れないでください。



事故を防ぐために!

～皆さまにお願いしたいこと～

- ホームタンクからの小分け中は**絶対にその場を離れない!!**
- 給油後はホームタンクのバルブを**しっかり閉めたことを確認!!**
- 降雪前には、ホームタンクからの**配管に異常がないか点検!!**
- 積雪でホームタンクや配管を傷めないよう**注意する!!**



確認をお願いします。



●灯油を流出させてしまったら・・・●

- ①ホームタンクの元栓を閉める。
- ②水路などに灯油が流れ出ないように応急処置⇒紙や布にしみ込ませて回収してください。

※水で流すと、水路などに流れ出て被害が拡大します。

絶対にしないでください!!

③速やかに行政機関に連絡を!!



- ・見附市消防本部 ☎(0258)62-0555
- ・見附市 市民生活課 生活環境係 ☎(0258)62-1700
- ・長岡地域振興局 環境センター ☎(0258)38-2533



深呼吸したくなる街

冬号!!

エコみつけ

ここはエコのど真ん中

発行・編集

見附市 市民生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

Tel : 0258-62-1700

Fax : 0258-62-7062

E-mail:shiminseikatsu@

city.mitsuke.niigata.jp



空き家の雪下ろしも忘れずに!

見附のイメージキャラクター ミツケ

「つい・・・うっかり・・・。」で

50万円の支払い!?

河川などに灯油が流れ込むと流出した灯油の回収作業、水道の断水、農業・漁業への被害、環境汚染などが発生し多額の損害賠償を請求されることがあります。実際に**50万円**かかった例もあり状況によっては、さらに高額となる場合もあります。そして、その費用は法律により、灯油を流した**原因者が責任を持って負担**しなければなりません。



ご存知
ですか?

リサイクル家電の出し方

「家電リサイクル法」で定められている家電製品は、家電メーカーによるリサイクルが義務付けられているため、見附市で収集することが出来ません。

【対象家電品目】



テレビ(液晶テレビ)



洗濯機・乾燥機

衣類



冷蔵庫
(冷凍庫含む)



エアコン
(室内外機)

【処理方法】※下記のいずれかを選んでください。

◎家電販売店に引き取りを依頼

・購入した店、買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い引き取りを依頼してください。

◎廃棄物許可業者に引き取りを依頼

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

・廃棄物許可業者に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼します。

◎郵便局でリサイクル券を購入し、引き取り業者へ

直接持ち込む ※料金は、郵便局で確認できます。

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

直接持ち込み先

(株)豊和商事	長岡市新組町字筒場2474-1	☎24-6322
日本通運(株) 中越支店	長岡市要町1-4-44	☎36-4400

【リサイクル料金】

令和2年4月1日現在

◎テレビ(液晶・プラズマ式)	15型以下:1,870円/16型以上:2,970円
◎テレビ(ブラウン管式)	15型以下:1,320円/16型以上:2,420円
◎洗濯機・衣類乾燥機	3,300円
◎冷蔵庫・冷凍庫	170ℓ以下:3,740円/171ℓ以上:4,730円
◎エアコン	990円

◎メーカーによって料金が異なる場合や料金に変更になる場合があります。

詳細は「家電リサイクル券センター」へお問合せください。(☎0120-319640)

日本列島
もったいない
お化け出現中!!

編集後記

◆皆さん、「もったいないお化け」を覚えていますか? 覚えている方は、私と同世代ですね。三…十数年前に、テレビCMで食べ物を粗末にすると駄目ですよ…という感じのCMでした。

今でいう、「食品ロス」を彷彿させるものです。子供心に、考えさせられる内容でした。「食品ロス」ご家庭で考えてみませんか?



◆食品廃棄物等とは◆
食品として用いられない物。例えば食品の製造過程で発生する動植物性ごんさ、飲食店や家庭から出る調理くず、食べ残し。スーパーなどで売れ残りとして廃棄される賞味・消費期限切れ食品などをいいます。これも、「商品ロス」となります。



【生活環境係:charさん】

※「ごみの分け方・出し方ガイドブック」もあわせてご確認ください。